

令和 5年度

業務設計書（公示用）

業務名： 路面下空洞調査計画策定業務

---

令和 5年 7月 単価適用

建設局土木部道路維持課

|     |     |               |
|-----|-----|---------------|
| ( ) | 業務名 | 路面下空洞調査計画策定業務 |
|-----|-----|---------------|

1. 積算金額

| 区 分       |         | 設計金額 (円) |
|-----------|---------|----------|
| 業 務 委 託 費 |         |          |
| 内 訳       | 業 務 価 格 |          |
|           | 消費税相当額  |          |

# 業務説明書

## 1. 概要

|                      |    |
|----------------------|----|
| 計画準備                 | 一式 |
| 現計画の検証               | 一式 |
| 対象路線の検討              | 一式 |
| 頻度の適正化・危険度マップ作成      | 一式 |
| 補修優先度と二次調査・修繕実施基準の検討 | 一式 |
| 現計画の見直し（新計画素案）       | 一式 |
| 報告書作成                | 一式 |

2. 場所 市内一円

3. 期間 契約書に示す着手の日から令和 6年 3月22日までとする。

4. 図面 無し。

5. 仕様書 札幌市土木設計業務共通仕様書、その他関係資料による。

6. 特記仕様書 別添のとおり。

# 特記仕様書

## 路面下空洞調査計画策定業務

### 1. 業務の目的

路面の陥没事故を未然に防止し、安全で円滑な交通を確保するため、現計画である緊急輸送路等を対象とした路面下空洞調査計画を運用しており、現計画（緊急輸送道路等における路面下空洞調査計画（H27.3 策定））の検証結果に基づく課題整理及び見直しの実施、並びに路面下空洞調査の適正化（対象路線及び調査頻度の見直し、補修優先度や陥没危険度等）を整理し、これらの内容を組み入れた新計画の素案を作成する。

### 2. 業務内容

本業務の内容について、項目を以下に示す。

- (1) 計画準備
- (2) 現計画の検証
- (3) 対象路線の検討
- (4) 頻度の適正化・危険度マップ作成
- (5) 補修優先度と二次調査・修繕実施基準の検討
- (6) 現計画の見直し（新計画素案）
- (7) 業務報告書の作成

### 3. 主任技術者及び照査技術者

主任技術者及び照査技術者は、下記のいずれかの資格を有する者であること。

- (1) 技術士（総合技術管理部門「建設-土質及び基礎」又は、「建設-道路」、技術士（建設部門「土質及び基礎」又は「道路」の資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- (2) RCCM（土質及び基礎部門又は道路部門）の資格を有し、登録証書の交付を受けている者。

### 4. 計画・準備

業務の目的・主旨を把握したうえで特記仕様書に示す業務内容を確認し、業務概要・実施方針・業務工程・業務組織計画・打合せ計画・成果品の内容、部数・使用する主な図書及び基準・連絡体制（緊急時含む）等の事項について業務計画を作成する。

#### 4.1 資料収集・情報収集

路面下空洞調査に係る図書や文献及び国、北海道、他自治体においての基準、要領や取り組み事例等について資料収集・情報収集を行う。

#### 4.2 調査結果整理

上記の資料や過年度調査結果（アンケートや自治体発表資料など提供）を踏まえ、詳細に把握し、特徴等を取りまとめた一覧表を作成する。

#### 5. 現計画の検証

過年度（H27～R4）の探査業務結果や陥没実績（R1～R4 約 3,500 件）を踏まえて計画の対象路線、調査頻度の妥当性について検討する。

また、各調査や検証を踏まえ、対象路線を選定するための一次選定資料を作成する。

#### 6. 対象路線の検討

兼用護岸（道路兼用護岸等）河川沿いのコンクリート護岸や石積ブロック沿いの路線、また、旧河道などの水みちがあったとされる箇所を横断・縦断している路線などを調査（河川管理者協議や図面等の収集）し、路線抽出及び対象路線延長を算出する。

#### 7. 調査頻度の適正化と危険度マップ作成

過年度調査結果・陥没実績・地下鉄の有無・下水道建設年（50 年以上）など、その他想定される条件を統合・分析し、陥没が発生するリスクをマッピング（リスクマップ）し、危険度マップを作成。その結果に基づき、調査頻度の考え方の基本となる基礎資料を作成する。

#### 8. 補修必要優先順位と二次調査・修繕実施基準の検討

陥没の危険性や陥没発生時に大事故になる可能性（想定深度・厚さ・広がり等）を考慮し、陥没・事故危険度を踏まえたうえで補修必要優先順位を決定する。

また、上記内容を踏まえ、二次調査及び修繕実施対象について、選定フロー図を作成する。

#### 9. 現計画の見直し案の作成（新計画素案）

上記検討内容や現状課題・改善点などを踏まえ、現計画の見直し案を作成し、年度毎の概算調査費用を算出すること。（2024～2034 年を想定、活用可能な新技術についても整理）

また、緊急輸送道路及びラストワンマイルの再確認（指定路線の確認及び延長や路線番号など）を行う。

#### 10. 業務報告書

業務履行にあたり作成した資料のほか、収集した資料や情報を取りまとめた報告書及び説明用の概要版を作成する。

## 11.打合せ

業務における打合せは、初回・中間5回・最終の計7回とする。

業務着手時

中間1（現計画の検証結果及び対象路線の選定結果）

中間2（頻度に関する基礎資料）

中間3（危険度マップ作成）

中間4（優先度順位、二次調査・修繕実施基準）

中間5（見直し案について）

成果物納入時

## 12.成果品

以下の成果品を納品すること。

報告書（A4版製本）：1部

電子データ（CD-R）：2部

- ・オリジナルファイル（Excel、Word、CADデータ等） 一式
- ・上記、PDFデータ 一式
- ・その他、業務担当者が必要と認めたもの。また、業務を進めるうえで入手した資料・情報については、それらを電子化して成果品に含めること。

## 13.その他

業務内容について、不明な点、疑義が生じた場合には、業務担当職員と協議すること。  
本業務で知り得た情報については、一切第三者に漏らしてはならない。

個人情報を取扱う事となった際には、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を守らなければならない。

## 14.環境負荷低減への取組み

本業務においては、本市の環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。  
両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施など環境に配慮した運転を心がけること。

業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。

## 【別記】

### 個人情報の取扱いに関する特記事項

(個人情報の保護に関する法令等の遵守)

第1条 受託者は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)、個人情報保護委員会が定める「個人情報の保護に関する法律についての事務対応ガイド(行政機関等向け)」(以下「事務対応ガイド」という。)、札幌市情報セキュリティポリシー」等に基づき、この個人情報の取扱いに関する特記事項(以下「特記事項」という。)を遵守しなければならない。

(管理体制の整備)

第2条 受託者は、個人情報(個人情報保護法第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。)の安全管理について、内部における管理体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(管理責任者及び従業者)

第3条 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を定め、書面(当該書面に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。)により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、個人情報の取扱いに係る保護管理者及び従業者を変更する場合の手続を定めなければならない。

3 受託者は、保護管理者を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

4 受託者は、従業者を変更する場合は、事前に書面により委託者に報告しなければならない。

5 保護管理者は、特記事項に定める事項を適切に実施するよう従業者を監督しなければならない。

6 従業者は、保護管理者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

(取扱区域の特定)

第4条 受託者は、個人情報を取り扱う場所(以下「取扱区域」という。)を定め、業務の着手前に書面により委託者に報告しなければならない。

2 受託者は、取扱区域を変更する場合は、事前に書面により委託者に申請し、その承認を得なければならない。

3 受託者は、委託者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を定められた場所か

ら持ち出してはならない。

(教育の実施)

第5条 受託者は、個人情報の保護、情報セキュリティに対する意識の向上、特記事項における従業者が遵守すべき事項その他本委託等業務の適切な履行に必要な教育及び研修を、従業者全員に対して実施しなければならない。

2 受託者は、前項の教育及び研修を実施するに当たり、実施計画を策定し、実施体制を確立しなければならない。

(守秘義務)

第6条 受託者は、本委託業務の履行により直接又は間接に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

2 受託者は、その使用する者がこの契約による業務を処理するに当たって知り得た個人情報に他に漏らさないようにしなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

4 受託者は、本委託等業務に関わる保護管理者及び従業者に対して、秘密保持に関する誓約書を提出させなければならない。

(再委託)

第7条 受託者は、やむを得ない理由がある場合を除き、本委託等業務の一部を第三者へ委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 受託者が再委託する場合には、あらかじめ委託者に申請し、委託者から書面により承諾を得なければならない。

3 受託者は、本委託等業務のうち、個人情報を取り扱う業務の再委託を申請する場合には、委託者に対して次の事項を明確に記載した書面を提出しなければならない。

(1) 再委託先の名称

(2) 再委託する理由

(3) 再委託して処理する内容

(4) 再委託先において取り扱う情報

(5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策

(6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

4 受託者は、前項の申請に係る書面を委託者に対して提出する場合には、再委託者が委託者指定様式（本契約締結前に受託者が必要事項を記載して委託者に提出した様式をいう。）に必要事項を記載した書類を添付するものとする。

5 委託者が第2項の規定による申請に承諾した場合には、受託者は、再委託先に対して本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、委託者に対して再委託先の全ての行為

及びその結果について責任を負うものとする。

- 6 委託者が第2項から第4項までの規定により、受託者に対して個人情報を取り扱う業務の再委託を承諾した場合には、受託者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理及び監督の方法及び方法について具体的に規定しなければならない。
- 7 前項に規定する場合において、受託者は、再委託先の履行状況を管理・監督するとともに、委託者の求めに応じて、その管理・監督の状況を適宜報告しなければならない。

(複写、複製の禁止)

第8条 受託者は、本委託等業務を処理するに当たって、委託者から提供された個人情報が記録された資料等を、委託者の許諾を得ることなく複写し、又は複製してはならない。

(派遣労働者等の利用時の措置)

- 第9条 受託者は、本委託等業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(個人情報の管理)

第10条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を保持している間は、事務対応ガイドに定める各種の安全管理措置を遵守するとともに、次の各号の定めるところにより、当該個人情報の管理を行わなければならない。

- (1) 個人情報を取り扱う事務、個人情報の範囲及び同事務に従事する従業者を明確化し、取扱規程等を策定すること。
- (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見直しを行うこと。
- (3) 従業者の監督・教育を行うこと。
- (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除並びに機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
- (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止及び情報漏えい等の防止を行うこと。

(提供された個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第11条 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報について、本委託等業務以外の目的で利用し、又は第三者へ提供してはならない。

(受渡し)

第12条 受託者は、委託者と受託者との間の個人情報の受渡しを行う場合には、委託者が指定した手段、日時及び場所で行うものとする。この場合において、委託者は、受託者に対して個人情報の預り証の提出を求め、又は委託者が指定する方法による受渡し確認を行うものとする。

(個人情報の返還、消去又は廃棄)

第13条 受託者は、本委託等業務の終了時に、本委託等業務において利用する個人情報について、委託者の指定した方法により、返還、消去又は廃棄しなければならない。

- 2 受託者は、本委託等業務において利用する個人情報を消去又は廃棄する場合は、事前に消去又は廃棄すべき個人情報の項目、媒体名、数量、消去又は廃棄の方法及び処理予定日を書面により委託者に申請し、その承諾を得なければならない。
- 3 受託者は、個人情報の消去又は廃棄に際し委託者から立会いを求められた場合は、これに応じなければならない。
- 4 受託者は、前3項の規定により個人情報を廃棄する場合には、当該個人情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他当該個人情報を判読不可能とするのに必要な措置を講じなければならない。
- 5 受託者は、個人情報を消去し、又は廃棄した場合には、委託者に対してその日時、担当者名及び消去又は廃棄の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第14条 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。

- 2 受託者は、個人情報の取扱状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び調査)

第15条 委託者は、本委託等業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託者に対して、実地の監査又は調査を行うことができる。

- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又は本委託等業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

(事故時の対応)

- 第16条 受託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故（個人情報保護法違反又はそのおそれのある事案を含む。）が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 委託者は、本委託等業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約解除)

- 第17条 委託者は、受託者が特記事項に定める業務を履行しない場合は、特記事項に関連する委託等業務の全部又は一部を解除することができる。
- 2 受託者は、前項の規定による契約の解除により損害を受けた場合においても、委託者に対して、その損害の賠償を請求することはできないものとする。

(損害賠償)

- 第18条 受託者の責めに帰すべき事由により、特記事項に定める義務を履行しないことにより委託者に対する損害が発生させた場合は、受託者は、委託者に対して、その損害を賠償しなければならない。